水辺からやすらぎを、まちへ、ひとへ。
しなのがわかりゅう

国土交通省 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所

記者発表資料
Press Release
本資料の発表を以て解禁
令和８年11月6日

第４回信濃川水系流域委員会下流部会を開催します

～信濃川水系河川整備計画の点検と事業再評価を実施～

当事務所では、信濃川下流域において、洪水を安全に流下させ、地域の安全・安心を確保するため、河道掘削や堤防整備等の河川整備を信濃川水系河川整備計画に基づき推進しています。 このたび、社会経済情勢の変化や地域の意向、事業の進捗状況等を踏まえた河川整備計画下流部の点検に関し、学識経験者の皆様からご意見を伺うため、「第4回信濃川水系流域委員会下流部会」を開催します。 また、信濃川下流直轄河川改修事業の再評価についても、あわせてご審議いただきます。

記

１．日　時　令和８年１１月１３日（金）　１０：００～１２：００
２．場　所　信濃川下流河川事務所　1階会議室
　　（新潟市中央区文京町１４－１３）
３．委　員　別紙１のとおり
４．内　容　・信濃川水系河川整備計画（下流部）の点検
　　・信濃川下流直轄河川改修事業の事業再評価について　　等

（下流部会の傍聴について）
本委員会は公開で行いますが、席数に限りがありますので、**事前登録制**とさせていただきます。詳細は別紙２をご確認下さい。

＜同時配布先＞
県政記者クラブ、新県政記者クラブ、新潟市政記者クラブ、新市政記者クラブ、三条市政記者クラブ

＜お問い合わせ先＞

国土交通省 北陸地方整備局　信濃川下流河川事務所
副所長（技術）阿部　和成、 流域治水課長　松尾　敏和
TEL（025）266-7131（代表）　（025）266-7319（直通）
FAX（025）266-7105（代表）

別紙１

信濃川水系流域委員会下流部会　委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
えとう　としひこ 衛藤　俊彦	長岡工業高等専門学校　環境都市工学科　教授	
さがら　おさむ 相楽　治	特定非営利活動法人新潟水辺の会　顧問（特任）	
すずき　せいじ 鈴木　聖二	元　新潟日報社　論説編集委員　室長	
なかむら　みか 中村　美香	有限会社ミカユニバーサルデザインオフィス　社長	
ねぎし　むつひと 根岸　睦人	新潟大学　経済科学部　総合経済学科　准教授	
のむら　たかし 野村　卓之	新潟市水族館マリンピア日本海　館長	
ぼうだ　さとし 棒田　恵	新潟大学　工学部　工学科　准教授	
まるい　ひであき 丸井　英明	新潟大学　名誉教授	部会長
やすだ　ひろやす 安田　浩保	東京大学　生産技術研究所　特任准教授	

（５０音順、敬称略）

別紙２

第４回信濃川水系流域委員会下流部会の開催について
（傍聴希望者・報道関係者の方へ）

標記部会について下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

記

１．部会の公開

- 本部会は公開となりますが席数に限りがありますので、事前登録制とさせていただきます。
- 登録する際は、登録書をご記入の上、11月12日（木）12時までにFAXまたはメールにて送付をお願いいたします（先着順とさせていただきます）。

２．傍聴希望者・報道関係者の受付

- 受付日時　11月13日（金）9時30分～10時まで　※開始後の入室は原則認めません。
- 受付場所　信濃川下流河川事務所　1階会議室

３．傍聴・取材に当たっての注意事項

以下の注意事項をご確認いただき、その遵守へのご協力をお願いします。

- 事務局の指定した場所以外での撮影、取材はご遠慮下さい。
- 撮影は冒頭のみとなります。進行の妨げとならないよう、議事に入ってからの撮影はご遠慮下さい。
- 報道関係者におかれましては、撮影のみの方は撮影後ご退室をお願いします。
- 傍聴席でのPC等の使用は、議事や他の傍聴者の迷惑にならない限り可能です。
- 取材に必要となる電源は、各社（各自）にてご用意ください。
- 携帯電話等は、マナーモードにするか、電源をお切り下さい。
- 会場では、着席のうえ、静粛に傍聴して下さい。
- 会場での飲食及び喫煙はご遠慮下さい。
- 事故防止の観点から、取材に当たっては節度ある行動をお願いいたします。
- 手荷物・貴重品等の管理は各自にてお願いいたします。
- 部会の円滑な進行のため、係員の誘導、指示に従って下さい。
- 信濃川水系流域委員会下流部会　傍聴規定（別紙3）をご一読いただき、内容をご理解のうえ遵守いただくようお願いいたします。

別紙3

信濃川水系流域委員会下流部会　傍聴規定

第１条（目的）

本規定は、信濃川水系流域委員会下流部会公開規定第３条に基づき、信濃川水系流域委員会下流部会（以下、「部会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第２条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

２　受付の開始は、部会開始予定時刻の３０分前よりとする。

第３条（入室）

傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下、「傍聴人」という。）の会場への入室は、部会の開始までとし、部会の開始後の入室は原則認めない。なお、傍聴人以外の入室は認めない。

第４条（部会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

① 部会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
② 部会の録音をしてはならない。
③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。
⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
⑥ ビラ等の配布を行ってはならない。
⑦ みだりに傍聴席を離れてはならない。
⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
⑨ 前号までの行為のほか、部会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱したりする行為をしてはならない。

第５条（退場等の措置）

部会は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第６条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、部会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和２年１１月２０日より施行する。

登録書

※送付票は不要です。
ＦＡＸ番号　０２５－２３１－２０４３
信濃川下流河川事務所　流域治水課　行き
または
メールアドレス　shinage-chousetsu01@hrr.mlit.go.jp

第４回信濃川水系流域委員会下流部会
事前登録書

標記について、傍聴を希望される方や取材を希望される報道機関の方は、以下に必要事項を記入の上、ＦＡＸまたはメールの送付をお願いします。

ＦＡＸ・メール送付期限：１1月１2日（木）１2時まで

１．会社名　　：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．ご氏名　　：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（代表者のみ）

３．連絡先　　：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．人　数　　：　（代表者を含む）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人

５．テレビカメラの有無　　有　・　無
「有」を選択した場合　＿＿＿台

○会場案内図

信濃川下流河川事務所　１階会議室

（〒951－8153　新潟市中央区文京町14－13）

※お車でお越しの際は、事務所駐車場をご利用下さい。

